


金融情報 **経営改善貸付（マル経融資）**
（利下げ、別枠の支援策あり）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.30% ※3/12現在 別枠：上記利率-0.5%（3年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

- 【推薦要件】
- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 - ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
 - ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
 - ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
 - ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方
- 【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】
- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方。債務負担が重くなっている方。
 - ・据置期間の延長（運転5年以内、設備5年以内）が受けられます。


 3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 （東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

相談会 **資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・4月 2日（火）
 - ・5月 7日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・4月 9日（火）
 - ・5月14日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

相談会 **労働保険・社会保険 なんでも個別相談会**

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

- 日 時：4月25日(木) 9:00～16:00
5月 9日(木) 9:00～16:00
- 会 場：新津商工会議所 3階ホール ※要予約
- 相談員：専門相談員（社会保険労務士）
- 主な相談受付項目
 - ・労働保険年度更新申告手続きについて
 - ・年金、健康保険に関すること
 - ・雇用保険、労災保険に関すること
 - ・労働基準法に関すること
 - ・雇入、解雇、退職、賃金等に関すること
 - ・その他（労働、社会保険問題全般）
- 予約方法 お電話にて申し込み下さい。(TEL 0250-22-0121)
- その他
労働保険の年度更新手続きについて相談される方は当日、①事業主の印鑑、②賃金関係台帳、③出勤簿をご持参下さい。なお、建設業関連の業種の方は、工事名および元請金額が確認できる書類をご持参下さい。

共済制度 **～小規模企業の経営者の皆様へ～**
退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

- 【税制面の大きなメリット】
- 掛金は、全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
 - 共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い
掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後、増額・減額ができます。
- ◎加入につきましては新津商工会議所まで（TEL:0250-22-0121）



お知らせ **～ 振替納税をご利用の方へ ～**

令和5年分所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の振替納税をご利用の方の口座振替日は下記の通りとなります。

申告所得税	4月23日(火)	※振替日の2～3日前には預貯金口座の
個人事業者の消費税	4月30日(火)	残高をお確かめ下さい※

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI...Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

青年部

新津商工会議所青年部会員募集！！

私たちと一緒に新津を盛り上げてみませんか？
 新津商工会議所青年部は創立31年目を迎えました！これから仲間や仕事の繋がりを増やしたい方、みんなでわいわい楽しみたい方、きっと自分の成長にも繋がります。まずはお気軽にお声がけください。

■年度スローガン WHO DARES WINS「あえて挑む者が勝利する」
 イギリス軍特殊空挺部隊のモットーで、「危険を冒す者が勝利を掴む」「勇敢なる者が勝つ」など勇猛な印象を受けますが、争いの本質は状況の区別なく存在し、我々企業経営者も混迷を極める世界情勢と経済的な混乱の中であっても、怯まずあらゆるものに挑み、選択し、掴み取っていかうと言う意味を込めました。

- 事業活動**
- 会員メンバーと異業種交流・親睦会！
 - 研修会でスキルアップ！
 - まちづくり推進活動や地域活性イベントへの参加

■入会資格 新津商工会議所会員事業所の経営者・後継者並びに従事者で49歳以下の方。

■会費 年会費36,000円

■問い合わせ先 新津商工会議所青年部
 TEL:0250-22-0121 FAX:0250-25-2332
 MAIL:n-yeg@fsinet.or.jp 担当：布施、榎



←青年部の最新情報は
 こちらをチェック！

補助金

なりわい再建支援補助金について

令和6年能登半島地震により大きな被害を受けた地域を対象に、被災した中小企業が行う施設・設備の復旧を支援する「なりわい再建支援補助金」が新たに創設され、公募が開始されました。

- 1. 対象地域** 石川県、富山県、福井県、新潟県
- 2. 補助対象者** 地震の被害を受けた中小・小規模事業者(特定事業者等を含む)
- 3. 補助率** 3/4 または 一部定額
 ※特定事業者(中小企業者以外の企業のうち資本金が10億円未満のもの)等については、1/2 または 一部定額補助
 ※要件を満たす場合は、一定額までは定額補助
- 4. 補助上限** 新潟県の事業者は3億円または一部1億円まで定額補助
- 5. 補助対象事業** 施設…倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場等
 設備…事業の用に供する設備であって、自らの資産として計上するもの等
 ※原状回復を原則としていますので、修繕による復旧が前提となります。ただし、修繕が困難な場合等に限り、建替又は入替が認められます。
- 6. スケジュール** 申請受付 令和6年3月5日(火)～令和6年3月29日(金)
 ※2次公募は令和6年4月上旬開始予定
- 7. 必要書類**
 - ①罹災(被災)証明書の取得(事業所所在の市町村)
 - ②発災後の被害状況(施設・設備毎)の写真(カラー)
 - ③被災施設・設備の所有を証明できる固定(償却)資産台帳等の書類
 - ④【法人】現在事項証明書(商業登記)及び法人番号指定通知書の写し
 【個人】住民票抄本
 ※いずれも3ヶ月以内に取得したもの
 - ⑤納税証明書
 - ⑥【法人】貸借対照表及び損益計算書
 【個人】確定申告書の写し及び収支計算書等
 ※いずれも直近1年分
 - ⑦施設・設備の見積書等
 ※上記①～⑦までは一部書類となります。
 その他様式もありますので下記QRコードにてご確認ください。
- 8. その他** 申請をする際に地震保険の加入が求められる場合があります。また、事業継続力強化計画等の策定が必要となります。
- 9. 問合せ先** 新潟県産業労働部地域産業振興課(TEL:025-280-5235)

